平成２１年（フ）第２９５号
福岡市中央区平尾１―６―24ラフィネス薬院ウェストタワー703号
債務者　山田　宇信
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３９３号
大分市元町５番57号　岡崎アパート210
債務者　羽田野幸子（旧姓古代）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７５号
宮城県柴田郡大河原町字上川原62番地６
債務者　笠松　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第７６号
宮城県柴田郡大河原町字上川原62番地６
債務者　笠松　哲男
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第８３号
仙台市太白区東中田６丁目６―69、住民票上の住所宮城県柴田郡大河原町字上川原62番地６
債務者　笠松美喜子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４５号
宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字外谷地105番地
債務者　齋藤　達也
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
川崎市中原区市ノ坪464番地17
債務者　吉田　秀子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
川崎市宮前区東有馬５丁目４番７号
債務者　岡田　裕二
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
川崎市麻生区五力田３丁目２番５―１号
債務者　稲村　元美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
川崎市幸区小倉811番地２　新明小倉ビル101
債務者　比嘉　正人
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
川崎市幸区鹿島田96番地３
債務者　和氣　勝之
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
川崎市中原区下新城３丁目13番３号　コーポ広山荘106、住民票上の住所川崎市中原区下新城３丁目13番25号　第２新鹿荘206
債務者　牧野　直人
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
川崎市高津区二子１丁目10番46号　いずみ荘102
債務者　川崎　寛嗣
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
川崎市多摩区宿河原４丁目９番４―２号
債務者　橋本　利昭
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
川崎市多摩区宿河原４丁目９番４―２号
債務者　橋本真由美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
川崎市高津区蟹ケ谷106番地　石神井庭103
債務者　居村　可意
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
愛知県豊明市前後町善江1651番地１　Ｌｉｎｄａ603号
債務者　林　　卓朗
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２８５号
愛知県清須市助七五反田48番地　シャンドフルール五反田103
債務者　下手　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部